

高齢者デジタルサポーター講習実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者デジタルサポーター事業実施要綱第2条第1項(3)に定める講習（以下、「高齢者デジタルサポーター講習」という。）の実施について定める。

(内容)

第2条 高齢者デジタルサポーター講習の内容は、以下のとおりとする。

(1) 実施主体

愛知県

(2) 受講対象者

市町村から推薦された高齢者デジタルサポーター候補者

(3) 実施内容及び方法

次に挙げる内容を参考にオンライン形式等効果的な方法により実施する。

ア スマートフォンの基本操作・機能について

イ 高齢者が巻き込まれがちなトラブルや対応について

ウ マイナンバーカードの利活用や交付申請について

エ 国や県のDX推進政策について

(受講料)

第3条 高齢者デジタルサポーター講習の受講者の受講料は、無料とする。

(旅費)

第4条 県は、高齢者デジタルサポーター講習の受講者に対して、講習当日の居住地から講習会場までの経路の往復に必要な旅費を支給するものとする。ただし、講習をオンライン形式で開催する場合、旅費は支給しない。

2 前項に定める経路は、合理的かつ経済的な経路によるものとし、原則公共交通機関を利用することとする。

3 第1項に定める旅費の算定は、職員等の旅費に関する条例の規定に準じて行うものとする。

4 第1項に定める旅費の支払は、口座振替の方法により高齢者デジタルサポーター講習が開催された月の翌月末日までに支払うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、高齢者デジタルサポーター講習の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。